平成 18 年　5 月 22 日

各　　位

会 社 名　株式会社 アグレックス
代表者名　代表取締役社長　上野 昌夫
（コード番号　4799　　東証第二部）
問合せ先　常務取締役 管理部門担当
山口 勝規
（ＴＥＬ．03‐3365‐3651）

（訂正）「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

平成 18 年 5 月 16 日付にて公表いたしました「定款一部変更に関するお知らせ」に関し、内容に一部誤りがございましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

■ 訂正箇所及びその内容

「定款変更の目的」及び「別紙：新旧対照表」に一部誤りがあったことから、次のとおり訂正するものであります。

なお、網掛け部分（　）が訂正箇所であります。

A.【訂正前リリース内容】

１．定款変更の目的

(1) 「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）ならびに「会社法施行規則」（平成 18 年法務省令第 12 号）及び「会社計算規則」（同 13 号）が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

①会社法第 326 条第 2 項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第 19 条（取締役会の設置）、第 32 条（監査役および監査役会の設置）、第 41 条（会計監査人の設置）を新設するものであります。

②　　＜省略＞

③会社法第 189 条第 2 項の規定に従い、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、第 9 条（単元未満株式の権利制限）を新設するものであります。

④～⑦＜省略＞

(2) ＜省略＞

(3) 当社事業の現状に則し、事業内容の明確化を図るべく、現行定款第 2 条の事業目的について所用の変更を行うものであります。

(4) その他一部表現の変更、字句の修正及び条数の変更等諸整備を行うものであります。

２．＜省略＞

３．＜省略＞

（別紙：新旧対照表）　　（下線部分は変更箇所）

現　行　定　款	変　更　案
（目的） 第２条　＜条文省略＞ (1)～(6)　＜条文省略＞ (7) 損害保険代理業、自動車損害賠償法にもとづく自動車損害賠償責任保険代理業 (8)～(11)　＜条文省略＞	（目的） 第２条　＜条文省略＞ (1)～(6)　＜条文省略＞ (7) 損害保険代理業、自動車損害賠償法にもとづく自動車損害賠償責任保険代理業 (8)～(10)　＜条文省略＞
（単元未満株券の不発行） 第８条　【新　設】 当会社は１単元の株式の数に満たない株式（以下、単元未満株式という。）に係る株券を発行しない。	（株券の発行） 第８条　＜条文省略＞ ２．前項の規定にかかわらず、当会社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。
【新　設】	（単元未満株式の権利制限） 第９条　＜条文省略＞
【新　設】	（取締役会の設置） 第19条　当会社は取締役会を置く。
（監査役の選任） 第30条　【新　設】 当会社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。	（監査役の選任） 第34条　＜条文省略＞ ２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
（監査役の任期） 第31条　＜条文省略＞ ～　＜第32～40条　条文省略＞ （除斥期間） 第41条　＜条文省略＞	（監査役の任期） 第34条　＜条文省略＞ ～　＜第35～47条　条文省略＞ （期末配当金等の除斥期間） 第48条　＜条文省略＞

※　訂正のない条文に関しては、その記載を省略しております。

※　訂正のない部分に関しては、＜条文省略＞とし、条文内容の記載を省略しております。

B.【訂正後リリース内容】

１．定款変更の目的

(1) 「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）ならびに「会社法施行規則」（平成 18 年法務省令第 12 号）及び「会社計算規則」（同第 13 号）が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

①会社法第 326 条第 2 項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第 19 条（取締役会の設置）、第 32 条（監査役および監査役会の設置）、第 42 条（会計監査人の設置）を新設するものであります。

②　　＜省略＞

③会社法第 189 条第 2 項の規定に従い、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、第 9 条（単元未満株主の権利制限）を新設するものであります。

④～⑦＜省略＞

(2) ＜省略＞

(3) 当社事業の現状に則し、事業内容の明確化を図るべく、現行定款第 2 条の事業目的について所要の変更を行うものであります。

(4) その他一部表現の変更、字句の修正及び条数の変更などの整備を行うものであります。

２．＜省略＞

３．＜省略＞

（別紙：新旧対照表）　　（下線部分は変更箇所）

現　行　定　款	変　更　案
（目的） 第２条　＜条文省略＞ (1)～(6)　＜条文省略＞ (7) 損害保険代理業、自動車損害賠償法にもとづく自動車損害賠償責任保険代理業 (8)～(11)　＜条文省略＞	（目的） 第２条　＜条文省略＞ (1)～(6)　＜条文省略＞ (7) 損害保険代理業、自動車損害賠償法に基づく自動車損害賠償責任保険代理業 (8)～(10)　＜条文省略＞
（単元未満株券の不発行） 第８条　【新　設】 当会社は１単元の株式の数に満たない株式（以下、単元未満株式という。）に係る株券を発行しない。	（株券の発行） 第８条　＜条文省略＞ ２．前項の規定にかかわらず、当会社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。
【新　設】	（単元未満株主の権利制限） 第９条　＜条文省略＞
【新　設】	（取締役会の設置） 第19条　当会社は、取締役会を置く。
（監査役の選任） 第30条　【新　設】 当会社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。	（監査役の選任） 第34条　＜条文省略＞ ２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
（監査役の任期） 第31条　＜条文省略＞ ～　＜第32～40条　条文省略＞ （除斥期間） 第41条　＜条文省略＞	（監査役の任期） 第35条　＜条文省略＞ ～　＜第36～48条　条文省略＞ （期末配当金等の除斥期間） 第49条　＜条文省略＞

※　訂正のない条文に関しては、その記載を省略しております。

※　訂正のない部分に関しては、＜条文省略＞とし、条文内容の記載を省略しております。

以　上